

23 監査公表第 12 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により，平成 23 年 6 月 24 日に福岡市長から行政監査の結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する

平成 23 年 8 月 11 日

福岡市監査委員 おばた 久 弥  
 同 川 辺 敦 子  
 同 石 井 幸 充  
 同 大 松 健

1 監査報告と措置の件数

16監査公表第 7 号（平成16年5月13日付 福岡市公報第5164号（別冊）公表）分  
 平成 14・15 年度行政監査(貸付金制度)

・・・1 件

20監査公表第 8 号（平成20年 5 月15日付 福岡市公報第5543号公表）分  
 平成 19 年度行政監査（普通財産（土地・建物）の管理について）

・・・1 件

22 監査公表第 9 号（平成 22 年 5 月 6 日付 福岡市公報第 5730 号公表）

平成 21 年度行政監査（福岡市公共施設案内・予約システムを利用した公共施設の利用について）

・・・1 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

16監査公表第 7 号（平成16年 5 月13日付 福岡市公報第5164号(別冊)公表)

貸付金制度

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>・福岡市障害者高齢者住宅整備資金貸付事業（高齢者分）</p> <p>貸付事業については，社会福祉法人福岡市社会福祉協議会が主体となって実施しており，市はその原資を社会福祉協議会に貸し付けている。</p> <p>貸付事業の社会福祉協議会における市民等への貸付利率は年 3 パーセントとなっており，ここ数年，据え置かれている。近年</p>	<p>住宅整備資金貸付事業については，近年利用者が減少していること，及び生活福祉資金貸付制度（厚生労働省の定めにより，県社会福祉協議会が実施主体となり，市社会福祉協議会に委託して行っている）が平成 21 年 10 月に改正され，より有利な内容で貸付を受けられるようになったことなどから，制度のあり方について，見直しを検討した結果，平成 22 年度末をもって廃</p>

<p>の民間金融機関の貸付利率の状況を考えると、この利率は高く設定されている。</p> <p>また、社会福祉協議会の要綱によると、これら貸付金に係る3パーセントの利息については、各貸付金に係る事務費に充てることとされている。</p> <p>社会福祉協議会によるこれらの各貸付に当たっては、原資の貸付者として、他の貸付利率等の状況も勘案しながら、社会福祉協議会が行う福祉目的の貸付事業の利率がより適切なものとなるよう、社会福祉協議会と協議を行われたい。</p> <p>(保健福祉局)</p>	<p>止した。</p>
--	-------------

20監査公表第8号（平成20年5月15日付 福岡市公報第5543号 公表）分  
1 財政局

監査の結果	措置の状況
<p>a 東区和白東（土地 3,689.00 m<sup>2</sup>）</p> <p>農林水産局が行政用途を廃止し、普通財産となった池を所管換えにより管理しているものであり、学校法人の敷地内に位置している。主に学生の憩いの場となっているが、地域住民にも開放されており、池の周囲には、遊歩道、滝、庭石、木製の欄干等が配置されるなど、きれいに整備が行われている。</p> <p>しかしながら、当該整備に対する市の承認等を行われておらず、毎年、同学校法人から本市に対し学術研究のために使用したい旨、口頭（電話）で申し入れがあつているのみで、書面による手続きは全く行われていない。これまで同学校法人と売却交渉等の経緯はあるものの、協議は進展しておらず、正当な権限がないまま使用が継続している状態である。</p> <p>本市「財産活用プラン」に基づき、売</p>	<p>当該市有地については、学校法人に平成23年1月31日付けで売却した。</p>

<p>却又は貸付けについて、相手方と継続的に協議を行うよう努めるとともに、池という形状から事故が発生する可能性もあり、管理上の責任区分を明確にするため、適切な事務手続きを行うべきである。</p> <p>(財産運用課)</p>	
--	--

22 監査公表第9号（平成22年5月6日付 福岡市公報第5730号公表）

1 住宅都市局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 体育館が受け付ける公園施設の利用</p> <p>(ア) 野球場や球技場等の予約取消に伴う附属施設等使用料徴収と還付</p> <p>野球場や球技場等の有料公園施設の利用において、利用者が利用日前7日を切って利用取り止め届を提出した場合、又はコミネットにより利用の取り止めを申し出た場合は、福岡市公園条例施行規則で使用料を徴収し、還付しないことを定めており、野球場や球技場等の公園施設使用料とそれぞれの附属施設等使用料の取扱いを区別していない。そのため、野球場等の公園施設利用に合わせて附属施設等が予約されたが、利用日前7日を切って取り止め届が提出された場合等で公園施設使用料を徴収し還付しない場合は、既に予約されている附属施設等使用料も同様に取扱いしなければならない。</p> <p>しかしながら、体育館が受け付ける公園施設の規則運用上の取扱いとして、7日を切って取り止め届が提出された場合等の野球場等の公園施設使用料と附属施設等使用料の取扱いを区別し、公園施設使用料はキャンセル料として全額を徴収し還付しないが、附属</p>	<p>附属施設等使用料の徴収、還付については、平成22年12月に方針を定め、現在、その方針に基づき適正な取扱いを行っているところである。</p>

施設等使用料については事前申込みがあっても、実際の利用がないので徴収しない、また徴収済の場合は還付するという取扱いを従前から行っており、規則と実態が乖離していた。

使用料という利用者である市民の利害に密接に関わることについて、ルールと実態が一致していないことは好ましくなく、利用者の利便性、納得性、事務の合理化、さらに公平性等を総合的に勘案の上、整理されたい。

(公園管理課)